

発議第1号

愛南町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年3月6日提出

提出者 愛南町議会議員 原田 達也

賛成者 愛南町議会議員 鷹野 正志

〃 〃 尾崎 恵一

提案理由

議会広報活動を常設の組織により実施するため、議会広報常任委員会を設置し、併せて規定の整備を行うため。

愛南町議会委員会条例の一部を改正する条例  
愛南町議会委員会条例(平成16年愛南町条例第218号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 議会広報常任委員会 6人

議会広報に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第2条第3号に規定する議会広報常任委員会の委員の最初の任期は、愛南町議会委員会条例第3条第1項(ただし書を除く。)の規定にかかわらず、選任の日から現に在任する他の常任委員会の委員の任期満了の日までとする。

愛南町議会委員会条例 新旧対照表

| 現 行   | 改 正 案  |
|---|--|
| <p>第1条 略<br/>                     (常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管は、次のとおりとする。<br/>                     (1)、(2) 略<br/> <u>(新設)</u></p> <p>以下 略</p> | <p>第1条 略<br/>                     (常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び委員の定数並びにその所管は、次のとおりとする。<br/>                     (1)、(2) 略<br/> <u>(3) 議会広報常任委員会 6人</u><br/> <u>議会広報に関する事項</u></p> <p>以下 略</p> |